

グループホームきづきの家 サービス料金表（令和7年1月改定）

● 介護予防認知症対応型共同生活介護費・認知症対応型共同生活介護費

※負担割合については市から交付される「介護保険負担割合証」をご確認ください。

要介護度	介護保険給付対象項目（金額は1割負担の場合）				介護保険給付対象外項目		利用者負担額	
	基本サービス費	加算サービス費			居住費	食費 (3食)	日額	月額 *2
	認知症対応型 共同生活介護費	医療連携 体制加算(Ⅰ)ハ	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	介護職員等処遇 改善加算(Ⅰ) *1				
要支援2	749円	-	22円	143円	家賃:1,500円 光熱水費:600円	1,360円	4,374円 2割負担:5,289円 3割負担:6,203円	135,743円 2割負担:164,226円 3割負担:192,709円
要介護1	753円	37円	22円	151円	家賃:1,500円 光熱水費:600円	1,360円	4,423円 2割負担:5,386円 3割負担:6,349円	137,250円 2割負担:167,241円 3割負担:197,231円
要介護2	788円	37円	22円	158円	家賃:1,500円 光熱水費:600円	1,360円	4,465円 2割負担:5,469円 3割負担:6,474円	138,537円 2割負担:169,814円 3割負担:201,092円
要介護3	812円	37円	22円	162円	家賃:1,500円 光熱水費:600円	1,360円	4,493円 2割負担:5,526円 3割負担:6,559円	139,420円 2割負担:171,579円 3割負担:203,739円
要介護4	828円	37円	22円	165円	家賃:1,500円 光熱水費:600円	1,360円	4,512円 2割負担:5,564円 3割負担:6,616円	140,008円 2割負担:172,756円 3割負担:205,503円
要介護5	845円	37円	22円	168円	家賃:1,500円 光熱水費:600円	1,360円	4,532円 2割負担:5,604円 3割負担:6,676円	140,633円 2割負担:174,006円 3割負担:207,379円

*1 介護職員等処遇改善加算については、基本サービス費と各加算サービス費の1ヶ月の総額の18.6%を算定するため、上記金額は概算となります。

*2 利用者負担額の月額に、協力医療機関連携加算(100円/月)、感染対策工場加算I・II(15円/月)を含みます。

☆ 居住費については利用者の世帯の所得に応じて、「出雲市認知症グループホーム利用者負担軽減事業」による負担の軽減があります(別表参照)。

●その他の中算（該当となった場合に、個別に算定する加算です） ※金額は1割負担の場合(2割、3割負担の場合は、それぞれの2倍、3倍の額となります)。

加算項目	料金	算定要件
初期加算	30円／日	入居日(3か月を超える入院後の再入居も同様)から起算して30日算定します。
入院時費用	246円／日	3か月以内の退院が見込まれ、円滑に再入居のための体制を整えていることを条件に算定します。
若年性認知症利用者受入加算	120円／日	若年性認知症利用者ごとに担当を定め、特性やニーズに応じたケアを提供した場合に算定します。
看取り 介護加算	死亡日前45～31日	医師が回復の見込みがないと診断した利用者の介護に係る計画が作成され、医師・看護師・介護職員等が共同して、利用者や家族に説明を行い、同意を得て介護を行う場合に算定します。
	死亡日前4～30日	
	死亡日の前日と前々日	
	死亡日	
退居時相談援助加算	400円／回	利用期間が1ヶ月を超える利用者の退居時に、退居後のサービスについて相談援助を行うこと、また退居後から2週間以内に介護状況の情報提供を、関係機関に行うことを条件に算定します。
退居時情報提供加算	250円／回	入居者が医療機関へ退所する場合に、入居者の心身や生活の情報を当該医療機関に提供した場合に1回限りで算定します。

«「出雲市認知症グループホーム利用者負担軽減事業」による居住費（家賃・光熱水費）の負担軽減について»

● 利用者負担軽減の対象者 及び軽減額

利用者負担段階	負担軽減の対象者	1月の軽減額 (カッコ内は日割り額)
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護を受給されている方	12,000円 (400円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	10,000円 (330円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を越える方	8,000円 (270円)

※月の途中の利用開始または利用修了の場合は日割りとなります。

● 対象となるサービス

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

● 利用者負担軽減の申請について

- ・利用者負担の軽減を受けるには、「認知症グループホーム利用者負担軽減対象者認定申請書」が必要となります。
- ・なお、利用者負担段階の判定にあたっては、世帯の住民税の申告情報が参照されます。